

# 【概要】 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画案

## 第1章 総則

### 1. 船舶を活用した医療提供に関する検討及び法施行に至る経緯

- 過去の大規模災害を受け、議論が活発化。令和3年6月、議員立法により、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和3年法律第79号）が成立、令和6年6月に施行。

### 2. 本計画の性格

- 政府が災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し講ずべき措置について定めるもの。国の施策策定・実施の基本となる。

## 第2章 災害時における船舶を活用した医療提供の目指すべき在り方

### 1. 船舶を活用した医療提供の必要性

- 大規模災害が発生すると、医療資源の不足等により対応困難な傷病者が多数発生し、被災地の陸上の医療機能がひっ迫するものと予測。
- 自己完結的に海上で活動でき、かつ、多くの人・物の運搬が可能であるという船舶の特性をいかし、陸上の医療機能を補完することが必要。

### 2. 船舶を活用した医療提供の役割

#### <災害時の医療提供船舶の用途>

	①脱出船	②救護船
概要	船舶で必要な医療を提供しながら、被災地の傷病者を被災地外の医療機関に搬送する。	被災地付近の港に接岸させた船舶において、一定期間、被災地の傷病者に対して救護活動を行う。
狙い	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地の医療機能のひっ迫を緩和</li> <li>被災地外の医療機関で十分な医療を提供</li> <li>多くの傷病者を搬送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸上の救護所と同様に、船内で救護活動を実施</li> <li>発電設備等、自己完結性を有する点に優位性</li> </ul>
対象	被災を原因とする傷病者のみならず、被災を原因としない傷病者も対象 (例) 発災以前からの入院患者 (例) 発災以前からの通院患者	

#### <活動時期・対象となる傷病者>

- 船舶の被災地周辺までの移動や航路・港の啓開に時間を要する。  
⇒ 重症者等の早急な医療提供が求められる傷病者を対象とするのは困難。
- 海上・船内という特殊な環境で医療を行うことに物理的な制約あり。  
⇒ 船舶で可能な医療の内容は限られ、対象となる傷病者は限定される。

## 第3章 災害時における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し講ずべき措置

### 1. 船舶の確保

- 将来的に、国等が医療の提供の用に主として供するための船舶を保有。
- 船舶を保有するまでの間、民間の船舶事業者の協力に基づき、民間の既存船舶を活用。

### 2. 医療従事者・船舶職員等の確保

- 医療従事者は、DMAT、日赤等から確保。被災都道府県の保健医療福祉調整本部が、政府の支援の下、調整。
- 船舶職員は、所管庁が船舶事業者と調整を行い、確保。

### 3. 医薬品・医療資器材等の確保

- DMAT、日赤等が保有する医薬品・医療資器材を活用。
- 通信機器等の医療資器材以外の資器材については、所管庁が確保。

### 4. 運用体制の構築等

- 迅速かつ円滑な実施のため、手順やルールを定めた活動要領を策定。
- 平時から訓練を行い、関係者の連携体制の強化、人材育成を図る。

### 5. 多目的利用

- 被災者の避難状況や医療機関の回復状況等で、被災地のニーズも変化・多様化。物資の輸送、被災者の休憩所や要配慮者への福祉サービス提供場所としての活用等、現地のニーズに即した多目的な利用にも応える。

### 6. 他の船舶との連携

- 過去の災害では、自衛隊艦艇、海上保安庁船艇等、様々な船舶が、被災者の捜索、医薬品等の物資輸送等、被災地の支援活動を実施。
- 様々な船舶と連携し、一体的かつ効率的に船舶活用医療を実施。

## 第4章 災害時以外における船舶活用医療

## 第5章 本計画の見直し